

本学所蔵山科言継位記・同言経位記について

野 田 泰 三

はじめに

本学キャンパスが中世山科東庄の故地に立地していることはつとに知られている。

平安末期から鎌倉初期にかけて、本学キャンパスが立地する山科御所（大宅地区の字名でもある）の山麓部に後白河法皇の離宮山科御所（山科新御所、山科殿）が営まれた。その痕跡は現在も大宅沢町、大宅棧敷町といった地名に残る。

法皇の死後、山科御所は法皇の晩年の寵愛を得た丹後局高階栄子に与えられ、のちに栄子の子冷泉教成が相伝する。教成は法皇の菩提を弔うため、「山科御所之傍」に堂舎を建立して「法皇御影」を安置し、供僧・寺官を設置して「長日不断之勤行」を勤仕させるとともに、「仏聖燈油供料・修理以下」の費用に充てるべく所領を寄進した。¹⁾ 法皇自筆の御影（肖像）。現在、京都市東山区の妙法院が所蔵する後白河法皇画

像がこの山科御影堂に安置された御影であると考えられている）を安置したこの堂舎こそが山科御影堂であり、御影堂領とされた所領が山科小野庄（小野東西庄）である。代々御影堂を管理した教成とその子孫はこの山科小野庄を知行し、のちに山科を家名とすることになる。山科小野庄は室町時代には東西に分割され、このうちの山科東庄が戦国期まで山科家の所領として維持された。

山科御所・山科御影堂・小野山科庄に関しては近年の細川涼一氏の研究に詳しいが、細川氏は山科御影堂の位置を本学アカデミックリンクス前のバスプール付近と推測している。²⁾

二〇二二年四月、本学は京都市内の古書店から山科家に関連する古文書二点を購入した。①天文十年（一五四一）正月五日山科言継叙正三位位記、ならびに②慶長七年（一六〇二）正月六日山科言経叙正二位位記、である。

この兩位記は同年六月一日から七月三〇日まで本学図書館で展示し、学内外に公開したが、その間には山科家のご当主山科言和氏（衣紋道山

科流二九代家元)、ご子息の言親氏らも見学にみえられ、細川氏ともども親しく懇談する機会を得た。

戦国期・近世初頭の位記は残存例が少ないこともあり、小稿ではこの二点の位記の紹介を行いたい。

中近世の位記に関する近年の研究として、明応五年(一四九六)に東坊城和長が記した「内局柱礎抄」(『群書類従』公事部)をもとに足守木下家に伝わる天正十三年(一五八五)・同十九年の豊臣秀吉・同秀次の位記を検討した遠藤珠紀氏、寛永五年(一六二八)の今出川宣季位記を検討した長村祥知氏の研究がある。小稿でも両氏の研究を参照させていただいた。

一 山科言継叙正三位位記

〔釈文〕

(第一紙・墨付なし)

従三位藤原言継

右可正三位

中務、靖恭在位、僉望惟諧、慶賞

攸鍾、抑惟令典、宜増栄光、以穆

朝奨、可依前件、主者施行

天文十年正月五日

二品行中務卿貞敦親王 宣

正五位下行中務大輔臣小槻宿祢登辰奉

従五位上守中務少輔臣賀茂朝臣在雄行

正二位行権大納言兼陸奥出羽按察使臣

正二位行権大納言臣

正二位行権大納言兼左近衛大将臣

正二位行権大納言兼右近衛大将臣

正二位行権大納言臣

正二位行権大納言臣

正二位行権大納言臣

正二位行権大納言臣

征夷大将軍従三位守権大納言臣

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

正三位行権中納言臣

正三位行権中納言臣

正三位行権中納言臣

正三位行権中納言兼行左近衛権中将臣

制書如右、請奉

制、附外施行、謹言

(三条西)

公條

(正親町)

実胤

(三条)

公頼

(今出川)

公彦

(甘露寺)

伊長

(万里小路)

秀房

(飛鳥井)

雅綱

(徳大寺)

実通

(柳原)

資定

(足利)

義晴

(一条)

房冬

(高倉)

永家

(三条西)

実世

(勧修寺)

尹豊

(広橋)

兼秀

(西園寺)

公朝

(久我)

晴通

(正親町)

公叙

(鳥丸)

光康

(二条)

晴良等言

(紙継目)

天文十年正月五日

制可

月日辰時從五位上行大炊頭兼大外記主水正助教清原朝臣枝賢奉

左中弁資將^(町)

関白太政大臣從一位朝臣^(近衛維家)

左大臣 闕

右大臣正二位朝臣^(鷹司忠冬)

内大臣正二位朝臣^(一条房通)

二品行式部卿邦輔親王^(五條)

從三位行式部大輔為康^(五條)

參議從三位行左大弁兼権美作守晴光^(日野)

告正三位藤原言繼奉^(行脱)

制書如右、符到奉

式部少輔 闕

大録^(録)

少銀^(録)

少銀^(録)

天文十年正月五日下午

〔紙数・法量〕

言繼位記は四紙を貼り継いでおり、前後に後補紙が貼り継がれている。

法量は、縦(第一紙〜第三紙)二〇・九cm、(第四紙)二〇・五cm。横(全

長)一〇四・四cm、(第一紙)一〇・〇cm、(第二紙)三三・〇cm、(第三紙)三一・九cm、(第四紙)二九・五cm。後補紙の法量は、(前)縦二〇・九cm、横六・三cm、(後)縦二〇・六cm、横三〇・〇cm。

本紙のうち第一紙に文字の記載(墨付)は無く、第二紙から第四紙にかけて前記文言の記載がある。

〔内容・構成〕

本位記は、從三位の藤原(山科)言繼を正三位に叙したものである。

位記の内容(構成)であるが、①冒頭に叙位される者の姓名と新たに授けられる位、その理由を記して中務省の長官(卿)・次官(大輔・少輔)が署名。ついで②納言(正・権の大納言・中納言)が連署して手続きの施行を申請する。③天皇が裁可したことを示す「制可」の二文字に続けて外記が署名したのち、④摂政以下の大臣、式部省の長官(卿)・次官(大輔)、そして大弁が連署する。最後に⑤式部少輔と録(大録・少録)三名が署名して叙位者へ通達を行う。

位記にはこうした一連の手続きが順次したためられており、大内記が執筆した(当時の大内記は高辻長雅)。

位記の始め・中・終わりの三方所に朱が残るが、これが少納言が捺した内印(方朱印「天皇御璽」)である。内印の法量は縦八・四cm、横八・八cm。

天文十年正月五日の叙位については『公卿補任』『お湯殿上日記』等に記載はあるものの、『言繼卿記』はこの年の記事を欠き、万里小路惟房の筆になる「天文十年正月叙位記」⁽⁴⁾にも「正三位 藤原朝臣言

継」とあるのみで、位記発給の経緯などは不明である。

〔料紙〕

「内局柱礎抄」は十五世紀末頃の位記の形状・料紙等について以下のように記す。

- ・抑当時之様近例自何時分儀哉、可勘見也、神位記并三位以上等者緑紙又云青紙、^(標)同紙標表紙事也、白紙紐標紙、檜木軸等也。
- ・調料紙様付標・軸・紐、先緑紙者、檀紙萌黄ニ染ル也カリヤスト云物ヲ煎シタルニ青花ノ水ニ出シ合テ染ナリ。但青紙・黄紙・宿紙等、叙位以前御藏致沙汰也。不足之時、染檀紙也又者、為結構之時染之也。先紙一枚ヲ二二切テ堅切也、堅ヲ横ニ成テ続加ル也。紙数、大方表紙ノ外三枚ヲ用ル也。但四枚モ書次第也。次表紙、同紙ヲ用ル也。前二二切タル其一枚ノ紙ヲ横ニ三枚ニ切テ表紙ニ用ル也。(中略)此表紙ヲハ本料紙ノ外ノ方ニ続也何ノ物モ表紙ハ如此也。
- ・紐ハ檀紙小引合ヲ三分二切テ間中程ニ付也。表紙ノ内ノ方ニ付ル也。
- ・軸ハ檜木ヲ削テ上下二一分計ヅ、余ス也。執シタル人ノ位記ニハ白ク能檜木ヲ用ル也。少太ヲ削也。叙位等ノ雑々ノ位記ニハ杉木ナドヲモ用也。

この記述を参照すると、墨付のない第一紙は「表(標)紙」である。また「内局柱礎抄」が記す紐・軸は、言継位記にはない。

料紙は四紙とも楮紙の漉き返し紙であり、多くの夾雑物がみえる。(四紙ともに表裏両面に雲母(きり)が確認でき、雲母が漉き込まれたと

考えられる。

「内局柱礎抄」では、三位以上の位記の料紙には檀紙を染めた緑紙もしくは青紙を用いる、とする。本位記の場合、第一紙・第四紙は青味がかつた料紙が用いられているものの、第二紙・第三紙は一見すると白紙のようでもあり、着色されているのか判別がつきにくい。且つ、第二紙・第三紙の表面には群青色の粒状の斑点が散っているのが確認される(裏面にはない)。拡大鏡で観察すると群青色の中央部が茶色く変色しており、金属由来の顔料であろうか。色合いを見る限り、第一紙・第四紙と第二紙・第三紙は明らかに異なる。第四紙では部位により青色の濃淡が異なることから、染料を漉き込んだのではなく表面に塗布したか、もしくは後述する言経位記からの色移りの可能性もある。

二 山科言経叙正二位位記

〔釈文〕

(第一紙・墨付なし)

.....
従二位藤原言経

右可正二位

.....
(紙継目)

中務、靖恭在位、僉望惟諧、慶賞攸鍾、
抑^(仰)惟令典、宜増榮光、以穆朝奨、可依前
件、主者施行

慶長七年正月六日

二品行中務卿邦房親王宣
 正六位上守中務大輔臣小槻宿祢孝亮奉
 從四位下行中務少輔臣藤原朝臣清種行
(鷹司)
 信房
(西園寺)
 從一位行權大納言兼左近衛大將臣
(大炊御門)
 実益
(鳥丸)
 正二位行權大納言
(日野)
 光宣
(廣橋)
 正二位行權大納言
(花山院)
 兼勝
(豊臣)
 從二位行權大納言
(万里小路)
 秀頼
(徳川)
 權大納言正三位
(持明院)
 允房
(正親町)
 權大納言正三位
(東坊城)
 基孝
(九条)
 正二位行中納言
(中山)
 季秀
(業室)
(紙継目)
 從二位行權中納言
(東坊城)
 盛長
(九条)
 正三位行權中納言
(中山)
 忠栄
(業室)
 權中納言從三位
(中御門)
 權中納言從三位
(中御門)
 臣資胤等言
 制書如右、請奉
 制、附外施行、謹言
 慶長七年正月六日

制可
 月辰時掃部頭從五位上兼行大外記造酒正助教河内權守中原朝臣師生奉
(鳥丸)
 左中弁光広
(九条兼孝)
 關白從一位朝臣
 太政大臣 闕
(近衛信尹)
 從一位行左大臣朝臣
(今出川晴季)
 從一位行右大臣朝臣
(徳川家康)
 内大臣正二位朝臣
 一品行式部卿智仁親王
(東坊城)
 從二位行權中納言兼式部大輔盛長
(日野)
 参議從三位行左大弁資勝
 告正二位藤原言経奉
 制書如右、符到奉行
(紙継目)
 式部少輔 闕
 大録
 少録
 少録
 慶長七年正月七日下午
 〔紙数・法量〕
 言経位記も四紙を貼り継いでおり、法量は縦二二・五cm、横(全長)
 一〇八・〇cm。(第一紙一〇・五cm、(第二紙)三四・五cm、(第三紙)三
 四・〇cm、(第四紙)二九・〇cm。

第一紙の表(標)紙には墨付はない。第二紙と第三紙の継目には「正二位行権中納言臣 季秀」の一行が乗るが、第三紙と第四紙の継目には文字は乗らない。

三箇所内印(天皇御璽)が捺されているが、うち中央部(二つめ)の印は捺し直した痕跡が確認される。

〔料紙・紐・軸〕

料紙はバリバリとした触感で、顕微鏡で観察したところでは雁皮紙と考えられる。○・○二〇・○五mmの丸みを帯びた粒子が確認され、白土が混入されているようである。

四紙とも青色の染料を混ぜるとともに紺紙も漉き込んだ青紙である。表面には未溶解の樹皮が多数確認でき、漉きむらがあつて紙の厚さも均一でない。とくに第一紙は薄く、裏面(紙背)の色合いも薄い。染色が施されてはいるものの、紙としては粗製という印象を受ける。

第四紙裏は黄褐色の軸木(直径一〇cm)に一巻きして固着されている。軸については、「内局柱礎抄」に「延喜内記式装束位記式云、神位記・三位已上者(中略)黄楊軸」とあるが、この「黄楊軸」の可能性はある。

第一紙袖の中央部に幅一・五cm、長さ三四・六cmの紙紐が貼り付けられている。「内局柱礎抄」では「紐ハ檀紙小引合」とするが、この紙紐は楮紙である。

言経位記は青紙を用い、紙紐・軸も付属しており、「内局柱礎抄」にみえる中世後期の位記の形態・特徴をそなえたものと評価してよい

だろう。

〔位記交付の状況〕

言経は天正十三年(一五八五)六月に正親町天皇の勅勘を蒙り、京都を出奔して摂津や和泉堺に居住する(出奔当時四十三歳、従二位前権中納言)。徳川家康の執奏によって慶長三年(一五九八)十一月に勅勘が解け(『お湯殿上日記』同年十一月十一日条)、十二月七日に出仕した(『言経卿記』同日条)。そして慶長七年正月の叙位で、正二位に叙された。言経はその日記(『言経卿記』)に以下のように記す。

一、叙位有之、執筆左大臣、箱文大炊御門中納言、入眼上卿万里小路大納言、中御門中納言・六条宰相・清書右大弁宰相等也云々、
(近衛信尹) (資胤) (有左) (勅修寺光豊) (飛鳥井)
役送雅賢・基久・隆忠等也云々

(慶長七年正月六日条)

一、長橋殿参了、(中略)叙位簿同申出了、予正二位 勅許有之間、忝之由申入了(後略)

(同月十二日条)

一、五条ヨリ叙位簿送給了

(同月十三日条)

一、五条へ叙位簿モタセ返了、夜前ニ被借給了、後刻正二位々記モタセ給了

(同月十四日条)

正月六日の叙位を受けて、十二日に参内して長橋局經由で後陽成天皇に正二位勅許の御礼を言上、十三日に大内記五条為経から叙位簿が届けられると、翌十四日に返却、その日のうちに大内記のもとから位記が届けられた。則ち、言経位記は大内記五条為経の執筆になるものである。

正二位は山科家にとって最高の官位であり、言経も父言繼に続いて正二位に叙せられることになった。十三年余に及ぶ不遇の時期を経たうえで昇階であり、喜びもひとしおであったろう。その記念すべき昇階にあたって位記が交付された訳だが、これが言経からの申請によるものなのか、天皇(朝廷)の配慮によるものなのか、『言経卿記』の記事からは判然としない。

〔位記の収納器〕

言繼・言経の位記二点は、竹製の容器に収納されていた。

一節分の竹を縦に二分割し、それを上下二箇所革紐で繋いだ円筒状の容器である。収納器は閉じた状態で直径六・〇cm、高さ二八・三cm。中央部に容器に巻いて括るための革紐が二本付けられている。革紐は幅〇・六cm、長さは片方が二一・〇cm、片方が五・〇cm。

この収納器が、位記が山科家に伝存していた当時から収納器であるのか、山科家から流出後に後補されたものなのかは明らかでない。

三 位記作成の契機

蛇足ながら、位記作成の契機について考えてみたい。

東京大学史料編纂所が所蔵する山科言繼の口宣案(原本)⁽⁵⁾や『公卿補任』『言経卿記』の記事をもとに、言繼の叙位にあたって交付された口宣案・位記を一覧にした【別表】。

基本的に口宣案が発給されるのであるが、①大永八年三月の叙従四位下、②天文十年正月叙正三位(本学所蔵言経位記)、③天文十七年三月叙正二位、の三例については位記が発給されている。

①は口宣案に「宜賜従四位下位記」と記されており、位記が交付されたことが推測される(位記原本は未確認)。言繼は、この前年三月十七日に四位を望んで小折紙を提出しており、一年越しに望みが叶ったことになる。⁽⁶⁾

③も位記原本は未確認ながら、永禄十二年正月、言繼の権大納言任官が勅許された際に叙正二位位記を返上したことが『言経卿記』『公卿補任』にみえており、天文十七年の正二位叙位に際して位記が交付されていたことが知られる。⁽⁷⁾

「予加級之事、広橋へ小折紙調遣、景総院以来到亡父卿、従二位不宜之様候間、申子細如此」(『言経卿記』天文十七年三月二十三日条)とみえるように、言繼の叙正二位は教言(応永十七年十二月十五日没)以来のことであり、家の誉れであった。

そして②は本学所蔵の位記である。

【別表】 山科言継の口宣案・位記一覧

年月日	叙位	口宣案/位記の別	典拠
永正14年(1517)11月25日	叙爵	口宣案	「口宣案 明德至寛永」
永正17年(1520)正月5日	叙従五位上	口宣案	同上
大永4年(1524)正月6日	叙正五位下	口宣案	同上
大永8年(1528)3月14日	宣賜 従四位下位記	口宣案	同上
享禄3年(1530)正月5日	叙従四位上	口宣案	同上
天文3年(1534)正月6日	叙正四位下	口宣案	同上
天文6年(1537)5月22日	叙従三位	口宣案	同上
天文10年(1541)正月5日	叙正三位	位記	本学所蔵位記
天文14年(1545)正月5日	叙従二位	(不明)	『公卿補任』
天文17年(1548)3月23日	叙正二位	位記	『公卿補任』『言継卿記』
永禄12年(1569)5月	降従二位(*)	(不明)	『公卿補任』『言継卿記』
天正2年(1574)正月9日	叙正二位	口宣案	「口宣案 明德至寛永」

*永禄12年に権大納言昇任が勅許された際、叙正二位位記の返上が命じられており、従二位に降位されたと考えられる
 (『言継卿記』同年正月23日・正月24日・3月10日条、『公卿補任』同年条)

①③の叙位は言継にとって慶賀すべき昇階であり、その点で口宣案ではなく位記が交付されたと考えられることはできるが、②の場合は位記が交付された理由がいまひとつ判然としない。

①では「宣賜従四位下位記」と記された口宣案が交付されたが、そもそもこの時代に口宣案ではなく「位記を賜る」とはどういう意味を持つのか、なお検討が必要のように思われる。今後の課題としたいが、あわせて大方のご教示を乞うところである。

注

- (1) 山科御影堂事書案(宮内庁書陵部所蔵「山科御影堂領事」所収)
- (2) 細川「後白河院の山科御所と源頼朝」(『ヒストリア』二二六七号、二〇一八年)、「山科東荘の沢殿(後白河院山科殿)と山科御影堂」(『日本史研究』七一号、二〇二二年)
- (3) 遠藤「足守木下家文書に残る三通の位記の再検討―天正一三年の秀吉の昇進と公卿たち―」(『日本歴史』七七八号、二〇一三年)。長村「中世風の位記―「菊亭家文書」寛永五年正月藤原宣季叙正二位位記―」(京都文化博物館研究紀要『朱雀』二五集、二〇一三年)
- (4) 宮内庁書陵部所蔵伏見宮家旧蔵本。この史料の存在については末柄豊氏のご教示を得た。
- (5) 「口宣案 明德至寛永」所収。
- (6) 『言継卿記』同日条。今谷明『言継卿記 公家社会と町衆文化の接点』(そしえて、一九八〇年)
- (7) 『言継卿記』永禄十二年三月十日条。『公卿補任』永禄十二年条には「於家初例、左大臣魚名公以来廿三代中絶、但天文十五正五、正二位々記被召返之、希代例也」と注記する。
- (8) 永正元年三月に従二位転法輪三条実香が正二位に叙され前年六月五日付の位記を賜った例(『公卿補任』文亀四(永正元年条)、弘治元年十二月に前内大臣正二位九条種通が従一位に叙され天文十年正月五日付の位記を賜った例(『同』天文二十四(弘治元年条)などが知られる。

付記

兩位記に関して、末柄豊氏（東京大学史料編纂所）ならびに横内裕人氏（京都府立大学文学部）から種々懇切なご教示をいただいた。記して御礼申し上げます。